

# 平成19年度の財政健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

皆さんは「地方公共団体の財政健全化に関する法律」という法律をご存知でしょうか？

この法律は地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表の制度を設け、財政の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、この計画の実施の促進を図る行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政健全化に役立てることを目的とするものです。

地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と簡易水道や下水道などの公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされています。



## 実質赤字比率

一般会計等の赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、赤字の深刻度を把握することができます。

本町の平成19年度における決算では該当となる会計の収支が黒字であったので、実質赤字比率は生じませんでした。

## 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体全体としてみた収支における資金の不足の深刻度を把握することができます。

本町の平成19年度における決算では全会計を合計した収支が黒字であったので、連結実質赤字比率は生じませんでした。

## 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費やこれに準ずる経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値です。

本町の平成19年度の実質公債費比率は25.8%となりました。これは法律に定める早期健全化基準（25%）を越えるものですが、昨年の値（26.3%）より0.5ポイント改善しました。今後も改善が見られ、平成20年度には早期健全化基準を下回ると見込んでいます。

## 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除のうえ、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものです。

本町の平成19年度の将来負担比率は191.1%となりました。法律に定める早期健全化基準は350%で、基準の範囲内の結果となりました。

## 資金不足比率

簡易水道や下水道といった公営企業会計における赤字額について、公営企業の料金収入に対する比率で表したもので、公営企業における資金不足の状況を表したものです。

### 簡易水道事業

本町の簡易水道事業の平成19年度の資金不足比率は42.5%となり、法律に定める経営健全化基準（20%）を超える結果となりました。簡易水道事業の累積赤字は年々減少しており、平成20年度には経営健全化基準を下回ると見込んでいます。

### 下水道事業

下水道事業は収支が黒字であったために資金不足比率は生じませんでした。